

## 国の動き

### 育児・介護休業法の改正

仕事と家庭の両立を目指し、育児・介護休業法の見直しが行われ、平成29年1月1日に施行されました。育児に関する改正内容は以下のとおりで、他に介護に関する休暇等が含まれます。

- ①子の看護休暇の半日単位での取得
- ②有期契約労働者が育児休業を取る際の条件の緩和
- ③育児休業の対象となる子の範囲の拡大
- ④育児などを理由とするいやがらせ防止措置の事業所の義務化

厚生労働省「育児・介護休業法について」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

## 都の取組み

### 平成28年度 「東京都女性活躍推進大賞」

東京都では、全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性の活躍推進の気運を醸成するため「東京都女性活躍推進大賞」を贈呈しています。第3回目となる平成28年度は、産業分野から2団体、教育分野、地域分野から各1団体、また、個人部門から1名を大賞として決定しました。

TOKYOライフ・ワーク・バランス「東京都女性活躍推進大賞」  
<http://www.tokyo-wlb.jp/women/taisho.html>

## 区からのお知らせ

### 区のワーク・ライフ・バランスに関する取組みについて

大田区ではワーク・ライフ・バランスの推進のため、その必要性や効果などについて、講座や講演会等により、事業者や区民に対する意識啓発を図っております。

その一環として、企業向けセミナー「育児・介護休業法改正！生産性アップ・成長につながる職場づくり」を開催いたしました。

#### ワーク・ライフ・バランスとは

個人が仕事上の責任を果たしつつ、「仕事」と育児や介護、地域活動、自己啓発などの「仕事以外の生活」との調和が取れ、自らが希望するバランスで展開できる状態のことです。

#### セミナーの概要

- 日時：平成29年2月14日(火)午後2時～午後4時
- 会場：大田区役所
- 講師：特定社会保険労務士 大西 紀子氏  
(東京都社会保険労務士会 臨海統括支部 大田支部)
- 事例紹介：株式会社とらうべ 代表取締役社長 南部 洋子氏
- 参加者数：67名(51事業者)



講師による講義



インタビュー形式の質疑応答

区内事業所の実情に詳しい、地元の社会保険労務士を講師にお招きし、育児・介護休業法改正の概要やワーク・ライフ・バランス推進の効果などについてお話いただきました。仕事と育児・介護の両立を進める上では、職場の風土づくりが重要になります。そのためには、法律や会社のルールといった制度の正しい知識に加え、思い込みの払拭に向けた日頃の声掛けや、「お互いさま」の意識を保つための仕事の見える化など、具体的な取組みが必要であることを、事例を交えて説明いただきました。

続いて、実際に区内でワーク・ライフ・バランス推進の取組みを实践され、「東京ワークライフバランス認定企業」でもある株式会社 とらうべ様にお越しいただき、取組み事例の紹介のほか、講師によるインタビュー形式の質疑応答を行いました。参加者からは「このようなセミナーをもっと増やして欲しい。」「従業員にも受けさせたい。」という声も聞かれ、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性を感じられたようでした。

参加者の皆様、ご参加くださり、ありがとうございました。

### 自治体初「大田区スマートワーク宣言」をしました。

大田区役所では、区民サービスの更なる向上と、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、「スマートワーク」をキーワードに、全庁一丸となって働き方改革に取組むことを宣言しました(スマートワークとは：限られた勤務時間の中で、質の高い仕事を行い、最大の効果を出す働き方のこと)。

取組み内容：(1)意識改革、(2)業務の効率化、(3)事務事業の見直しを改革の3本柱とし、「意識改革」のスタートとして、2月1日から全庁「20時退庁」、「毎週水曜日ノー残業デー」を開始しました。

